

島原労働基準監督署発表  
令和3年9月2日（木）

【照会先】

島原労働基準監督署

署長

うちやま  
内山

あきのぶ  
昭宣

○ 監督・安衛課長

たなか  
田中

ゆきひこ  
幸彦

（電話）0957-62-5145

報道関係者 各位

## 最低賃金法違反容疑で書類送検 ～19か月分の賃金不払いの疑い～

島原労働基準監督署は、本日、有限会社和光繊維<sup>わこうせんい</sup>及び同社監査役を、最低賃金法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者2名に対し、平成30年8月分から令和2年2月分までの19か月間の定期賃金（合計約328万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) 有限会社和光繊維<sup>わこうせんい</sup>

所在地：長崎県南島原市西有家町

事業内容：縫製業

(2) 監査役A（実質的経営者）

### 2 違反条文

被疑者有限会社和光繊維、被疑者Aともに、最低賃金法違反

同法第4条（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

### 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは、被疑者有限会社和光繊維の労働者2名に対する平成30年8月分から令和2年2月分まで（平成30年8月1日から令和2年2月2日まで）の19か月間の定期賃金合計約328万円を、それぞれの所定支払日に、長崎県最低賃金額以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

#### 4 その他

##### (1) 賃金不払いにおける被害額

上記期間における労働者2名に対する定期賃金の不払総額は、3,323,256円。  
また、支払うべき最低賃金額合計は3,284,136円。

##### (2) 長崎県最低賃金額

平成29年10月6日から平成30年10月5日 時間額737円

平成30年10月6日から令和元年10月2日 時間額762円

令和元年10月3日から令和2年10月2日 時間額790円

令和2年10月3日以降 時間額793円

##### (3) 島原労働基準監督署管内の労働条件にかかる相談件数は、令和元年度711件、令和2年度597件と高水準で推移しており、賃金不払をはじめとした労働条件の確保・改善対策について重点的に取り組んでいるところです。

賃金は、労働者にとって欠くことのできない生活の糧であり、いかなる経済情勢下であっても支払いが確保されなければならないものです。当署としては、今後においても、労働者の生活を脅かす賃金不払い事案については、厳正に対処していく方針です。

【参照条文】

## ○最低賃金法

(最低賃金の効力)

**第四条** 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

**第四十条** 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

<参考>

## ○労働基準法

(賃金の支払)

**第二十四条** 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

**2** 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

(罰則)

**第二百十条** 次の各号の一にいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項(第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第一百五條(第百條第三項において準用する場合を含む。)又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

(第2号～第5号 略)